

議案第 4 1 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙案のとおり策定することについて、
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

三次市長 福 岡 誠 志

総 合 整 備 計 画 書

広島県三次市粟屋町 中垣内・小森・大平辺地
(辺地の人口68人, 面積3.7km²)

1 辺地の状況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 三次市粟屋町
- (2) 辺地の中心の位置 三次市粟屋町4718番
- (3) 辺地度点数 127点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該地区は、市の中心部から西へ約3kmに位置し、急峻な山間地に零細農家が点在している。本地区の生活道である市道粟屋43号線は、幅員が狭隘で車両同士の離合が困難な状況であり、交通に支障をきたしている。

本市道を整備することにより、地域住民の利便性と安全性の向上を図るとともに、地域の生活環境の改善に努める。

3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで5年間

(単位：千円)

区 分 施設名 事業主体		事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
1 市町村 道・橋梁 (市道粟 屋43号 線)	三次市	68,000		68,000	68,000
合 計		68,000		68,000	68,000